報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
21	第3 監査の結果及び意見の総括 【1】観光費全般について発見された監査の結果及び意見の要約 1. 当年度の包括外部監査において新たに識別した全般的な監査の結果及び意見 (1) 各種観光計画について ② 観光計画のPDCA サイクルの運用を検討すべき【意見】 推進計画には、計画の見直しを実施する旨が記載してあったものの、見直しは行われず、計画の達成度合いも検討されていない。計画の見直しを行い、達成度合いの振り返りを行うことによって、より高い水準で施策を実施することができるようになるため、推進計画についてPDCA サイクルを回し、短期・中期の間隔で見直し・中間報告を実施すべきであった。また、対象期間終了時には、計画に対する最終的な総括も必要である。 さらに、IT の発展により地域経済分析システム3などのビッグデータを活用した分析が有効と考えられるため、今後はこれらのデータを積極的に活用し、観光計画のPDCAサイクルを有効に回していくべきである。		措置済	観光産業は裾野が広く、宿泊事業者や交通事業者、飲食店や小売店等幅広い産業分野に影響するため、観光産業の定義が難し、日本標準産業分類でも「観光産業」という分類は存在せず、「観光客」の判別等が難しいことから、効果測定は困難です。しかし、平成29年3月に策定された「奈良市観光振興計画」で取組のマネジメントに指標を用いることが有効な分野についてはKPI(重要業績評価指標)とその目標値を設定し、その効果検証を行うこととしました。また、最終的な総括については抽象的・網羅的な「奈良市観光交流推進計画」で行うのではなく、「奈良市観光振興計画」に記載のとおり、令和3年度に計画の検証とその先に向けた振興の方向性を検討し、観光計画のPDCAサイクルの運用を行うこととしました。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
	第3 監査の結果及び意見の総括 【1】観光費全般について発見された監査の結果及び意見の要約 1. 当年度の包括外部監査において新たに識別した全般的な監査の結果及び意見 (1) 各種観光計画について ③ 計画の関係性を明確にすべき【意見】 上述のとおり、市は、振興計画を推進計画に包含されたアクションプランとして位置づけている。また、両計画を見ても市の観光課題を踏まえたものになっており、概ね整合していると考えられる。 しかしながら、その関係性については振興計画において明示されていない。また、一部の項目については、振興計画において記載がより抽象的になった項目もあり、対応関係が不明確な点も見受けられる。例えば、次のように、修学旅行生の誘致については、アクションプランであるはずの振興計画で記載が抽象化し、ロケの誘致については、振興計画では言及されなくなっている。(表省略) 振興計画で記載が抽象化された事項や記載がなくなった事項については、推進計画に基づき事業が計画されると考えられるが、推進計画の振り返りがなされていない状況では、計画に対する結果が報告されないことになってしまう。そのため、新たな計画を作成する際には、既存計画との関係性を明確にし、計画に対する結果報告に漏れがないようにすべきである。	観光戦略課	措置済	直接KPI(重要業績評価指標)を見て検証を行うのは「奈良市観光振興計画」であり、「奈良市観光交流推進計画」は抽象的に全掛調解的な記載内容であり、基本計画に対する基本構想のように推進計画」の内容であり、基本計画に対する基本構想のように推進計画」の内容は「振興計画」で概ね網羅できており、関係各い「振興計画」に基づく事業の進捗状況を照会し、把握しています。「振興計画」に基づく事業の進捗状況を照会し、把握しています。また、一部項目について「振興計画」では記載が抽集めにないった。とで計画にありますが、は「振興計画」では記載が抽りないないで、「振興計画」では記載が抽りないないでは、当時間を対象の戦略のやしいでであるとば、修学旅行についででは、当時間を発生のののののののでは、また、取組としてののを強調でいるとのでは、また、取組としてですが、を強調でいるとが、「を対しているとが、「を学旅行話のでは、一下において、「修学旅行誘問生徒数」という説がテレビがお、を学旅行について、「修学旅行誘問生徒数」という説がテレビがお、を学旅行について、「修学旅行訪問生徒数」という説がテレビが、が、「を学旅行話に、平成20年に奈良が舞台の小説がデレビがいて、「を学旅行は、平成20年に奈良が舞台の小説がデレビがいて特に記載されたものですが、「振興計画」にも継承されたことから、平成22年に作成された「「奈良オートにおいて特に記載されたものですが、「振興計画」にも継承されたことから、平成22年に作成された「「奈良オート」との表表にいて、「新たであると解された。「表現計画との関係性や結果の振り返り等も考慮していきます。	令和元年9月1日現在
	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【1】針テラス運営管理経費 (1)民間事業者の賃料支払能力について ・市の損失が最小限になるよう民間事業者をモニタリング・指導すべき 本来であれば市は90,000 千円の土地の賃料収入を得られるところ、平成22 年の和解に従い 73,500 千円に減額している。市は、現在の民間事業者の経営状況や経営能力を十分に評価し、 現在の事業者に経営努力を促すことはもちろん、事業委託先を切り替える、事業自体の存廃も 含め検討すべきであった。 また民間事業者には経営改善計画を作成させ、計画の実現可能性を評価するとともに、可能 な範囲で針テラス運営事業の発展に協力することで、市に生じる損失を最小限にする策を講じ るべきであった。	観光戦略課	措置済	運営事業者に対して本体会社の経営状況等について資料提出を求め、平成25年度から平成29年度までの収支決算等の資料を入手するとともに、運営の適正化について指導を行いました。 (H30.09月末以降) なお、平成30年12月21日付をもって、針テラス運営事業者の債務不履行及び契約違反により針TRS事業に係る事業契約及び維持管理業務委託契約を解除するとともに、奈良市が債権者となって運営事業者に対する破産申立を行いました。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
46	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【1】針テラス運営管理経費 (2) 指定管理料の収支状況報告について ・指定管理料の収支状況報告の正確性を検討すべき 監査人が平成28 年度の「奈良市針テラス情報館指定管理料収支状況報告書」を閲覧したところ、光熱水費・保険料・通信運搬費・広告宣伝費・その他支出の5項目について4月と5月の金額が同額であった。 市によると、指定管理者側での作表誤りとのことであったが、収支状況報告書を受理した際に市が十分な確認をすることで発見できる誤りである。収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、定期的に領収書と会計帳簿との照合などを行い、収支状況報告の正確性を検討すべきである。	観光戦略課	措置済	平成29年度の収支状況報告書について複数名で十分に確認するとともに、指定管理者に対して適正な収支管理と正確な収支状況報告書の作成を指導しました。また、領収書と会計帳簿との照合も精算時に実施しました。	令和元年9月1日現在
50	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【2】奈良町にぎわいの家運営管理経費 (1) 事業計画と事業実施実績の比較について ・事業計画と事業実績の比較表の作成を指定管理者へ求めるべき 計画された事業が実施されたか、あるいは、実施されなかったとした場合なぜ実施されな かったか、又はその代替となる事業を実施したかを把握しなければ、PDCA サイクルを回すこと ができない。 市は、当初計画どおりに実施された事業、実施されなかった事業及びその理由、並びに計画 外で実施された事業及びその理由又は代替事業が判別できるような形式の事業報告書を作成す るように指定管理者へ指導すべきである。	奈良町にぎわ い課	措置済	令和元年度より、事業計画と事業実績の比較表を毎月提出させています。当初計画どおりに実施された事業及び実施されなかった事業についてはその理由並びに計画外で実施された事業についてもその理由を報告させることとしています。	令和元年9月1日現在
50	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【2】奈良町にぎわいの家運営管理経費 (2) 入館者数等の目標設定について ・入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき 現状、事業計画書においては、入館者数等の目標設定がなされていないが、指定管理者自ら が目標入館者数等を掲げることで、目標の達成に向けてよりよい運営を心がけるようになると 考えられる。 市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目 標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与して いるかどうかを判断すべきである。	奈良町にぎわ い課	措置済	令和元年度まで本契約期間であるため、平成30年度から事業計画書に目標入館者数を明記させています。次回更新の令和2年度より基本協定書へ明記します。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
52	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【3】奈良町からくりおもちゃ館運営管理経費 (1)入館者数等の目標設定について ・入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき 現状、事業計画書においては、入館者数等の目標設定がなされていないが、指定管理者自ら が目標入館者数等を掲げることで、目標の達成に向けてよりよい運営を心がけるようになると 考えられる。 市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目 標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与して いるかどうかを判断すべきである。	奈良町にぎわ い課	措置済	令和3年度まで本契約期間であるため、平成30年度から事業計画 書に目標入館者数を明記させています。次回更新の令和4年度から 基本協定書へ明記します。	令和元年9月1日現在
55	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【4】ならまち格子の家運営管理経費 (2)入館者数等の目標設定について ・入館者数等の目標設定について ・入館者数等の目標に各計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき 現状、事業計画書においては、入館者数等の目標設定がなされていないが、指定管理者自らが目標入館者数等を掲げることで、目標の達成に向けてよりよい運営を心がけるようになると 考えられる。 市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与して いるかどうかを判断すべきである。	奈良町にぎわ い課	措置済	令和2年度まで本契約期間であるため、平成30年度から事業計画 書に目標入館者数を明記させています。次回更新の令和3年度から 基本協定書へ明記します。	令和元年9月1日現在
60	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【6】柳生観光協会補助経費 (1) 補助金の検査について ・補助金額の確定に係る詳細な検査を実施すべき 補助金の決算書(収支報告)を閲覧するだけでは、補助対象の経費であるかどうかを判断す ることはできない。 補助対象外経費が決算書に含まれていないことを確かめるため、会計帳簿を入手して支出費 目ごとの明細を確認し、領収書と会計帳簿とを照合する等の実質的な検査を行うべきである。	観光戦略課	措置済	平成29年度補助金の精算時、決算書精査と併せて協会事務局に て帳簿の閲覧を行いました。また、会計帳簿と領収書等の照合も 実施しました。	令和元年9月1日現在
60	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【6】柳生観光協会補助経費 (2)柳生観光協会の運営財源について ・自己収入を増加させる施策について検討すべき 剣豪を生んだ町としての知名度を活かし、協会活動を支援する目的で寄付金を募るなど、協 会の自己収入を増加させ、団体の自立性を高める施策を進めるよう、市は協会を指導すべきで ある。	観光戦略課	措置済	体制やスタッフ構成等で難しい部分も多くありますが、自己収入を増加させるため、指導を行っています。試行的ではありますが、令和2年度では土産物(柳生パッケージの「こんふぇいと」)開発を行い販売を開始しています。また、地域資源保全のためのクラウドファンディング等の実施に向けて進めています。	令和3年4月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
66	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【8】平城宮跡内イベント経費 (1)実行委員会形式におけるリスク負担について ・実行委員会及び奈良県と協議し、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にすべき 当該事業は平城宮跡天平祭(平成28 年度来場者数42,000 人)、天平たなばた祭り(平成28 年度来場者数44,000 人)、みつきうまし祭り(平成28 年度来場者数155,000 人)等、大勢の 来場者を迎えるイベントの開催である。来場者が不慮の怪我をしたり、トラブルに巻き込まれ たり、何らかの損害を受けた場合、古都奈良の文化財として世界遺産登録をしている平城宮跡 に損傷があった場合等の損害に対して、一部、損害賠償責任保険を掛けているものの、保険対 象外の事象が生じた場合はその責任を奈良県あるいは市に求められる可能性もある。 このため、市は、平城宮跡実行委員会及び奈良県と協議をして、想定外の事象が生じた場合 の対応方針を明確にし、不測の事態に備えるべきである。	観光戦略課		市が主導的に実施している春の平城宮跡天平祭については、運営委託者との契約において、委託者側に瑕疵(かし)がある場合は、委託者側に損害賠償責任等が発生する旨を規定しています。	令和3年4月1日現在
66	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【8】平城宮跡内イベント経費 (2) 効果測定指標の設定について ・目標値を設定し、目標値と実績値の乖離について評価・検証すべき 目標値の設定をせず、実績値の評価が行われていない場合、負担金が有効かつ効果的に利用されているか判断することができず、前年度と同水準の負担金が支出され続けることで不必要又は効果的でない支出(負担金)が行われている可能性がある。このため、事業計画の段階でイベントの来場者数や、市での消費額(従来から実施しているアンケートにて調査)等の目標値を成果指標とし、実績値と目標値の乖離について検証を行うよう平城宮跡実行委員会に働き掛けた上で、市としても目標値と実績値の評価・検証を行い、当年度の負担金の妥当性の検討を行うとともに、次年度の負担金額の検討を行うべきである。また、当該目標値と実績値を評価・検証した資料は、平城宮跡実行委員会がより魅力的なイベントを実施するよう働き掛けるための資料として生かすことが望ましい。	観光戦略課	措置しない(見 解の相違)	平城宮跡実行委員会は、奈良県と奈良市が負担金を拠出し、平成22年に開催された「平城遷都1300年祭」の賑わいを一過性のものにしないため、春夏秋の季節ごとに平城宮跡内及びその周辺で、イベントを開催しています。しかし、イベントごとに主導的に実施する団体が異なっており、市のみで効果目的指標を設定するのは困難です。	令和3年4月1日現在
70	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【9】ライトアップ事業経費 (1) なら瑠璃絵補助金事業に係る精算報告について ・補助金交付先に対して積立金に関する方針を作成するよう指導すべき 積立金は明確な使用目的を定めて積み立てるべきものである。使用目的のない積立金は単なる利益の繰越しに過ぎず、資金が多額に積み立てられている場合、不必要な補助金が支出される可能性が生じる。 したがって、市は補助金交付先である実行委員会に対して積立金に関する目的や金額の明確な方針を作成し、当該方針に従い積立を行うよう指導すべきである。ただし、将来の資金不足に対する備えという漠然とした理由は認めるべきではない。 また、積立金の方針を作成した結果として、平成28 年度までに計上している積立金の具体的な使用目的がない場合や過大な積立を行っている場合、次年度の補助金の減額や補助金の返還を検討する必要がある。	観光戦略課	措置済	特別会計として計上してきた積立金につきましては、平成30年 度に開催した10周年記念瑠璃絵の開催経費に充当しました。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
70	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【9】ライトアップ事業経費 (1) なら瑠璃絵補助金事業に係る精算報告について ・収支計算報告について証憑書類及び実在性の検証を行うべき 平成28 年度の本補助金に係る収支計算報告において、事務局費3,116 千円のうち事務局移転 準備金300 千円については実際の支出を伴っていない将来の準備金であった。この点、当該支 出科目での整理は、実際の支出を伴っていない将来の準備金累積額が不明となる点におい て不適切であるため、本来は次年度繰越金又は使途に基づき積金をして計上すべき項目であ る。また、事務局費は基本的に補助対象経費に含まれるため、収支状況によっては、補助金返 還額が過少(補助金交付額が過大)となる可能性がある。 本件のような不適切な報告を発見・是正するため、補助金の精算報告について、支出の根拠 証憑を確認することや現金、預金通帳の残高を確認することで、補助対象経費が適切に計上さ れていること及び積立金が実際に積み立てられていることを検証すべきである。	観光戦略課	措置済	平成28年度に事務局費として計上されていた事務局移転準備金は、事務局費内の支出内訳を確認しましたが、当該年度の補助対象経費に含んでいません。また、平成29年度の収支計算報告から事務局移転準備金は計上していません。また、補助金を確定する際に、領収書等の証拠書類の保存を依頼するとともに、疑義があるものについては突合確認を実施しています。	令和3年4月1日現在
71	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【9】ライトアップ事業経費 (2)実行委員会形式におけるリスク負担について ・実行委員会及び奈良県と協議し、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にすべき イベント来場者が不慮の怪我をしたり、トラブルに巻き込まれたりすることで何らかの損害 を受けた場合、損害に対して一部、損害賠償責任保険を掛けているものの、保険対象外の事象 が生じた場合はその責任を奈良県あるいは市に問われる可能性がある。 このため、市は、各実行委員会及び奈良県と協議をして、想定外の事象が生じた場合の対応 方針を明確にし、不測の事態に備えるべきである。	観光戦略課	相直しない (兄	しあわせ回廊なら瑠璃絵については、市は事業に対し補助金を 交付していますが、実行委員会の構成団体ではありません。ライ トアッププロムナード・なら実行委員会に関しては、当市も構成 団体ではありますが、事業自体は、実行委員会で行っているた め、そのリスクは実行委員会で対応すべきものと考えます。	令和3年4月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
74	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【10】奈良市観光協会補助経費 (1)市観光協会への団体運営補助について ・補助金の流用について基準を明確化すべき 市観光協会への補助金は、団体運営補助であり、事業間での補助金の流用を行うことは、奈良市補助金等交付規則でも禁止されておらず、一概には否定できない。 しかし、例えば「ならり等発行事業」は、平成27 年度は予算額が1,800 千円、決算額4,791 千円であり、平成28 年度は予算額が1,530 千円、決算額が4,991 千円となっており、2 年連続で予算額に対して決算額が多く、結果的に他事業から補助金を約3,000 千円流用している。したがって、予算額の精緻化ができていないという問題点が見受けられる。そのため、必要以上の補助金の流用が生じないように、市と市観光協会で予算の精緻化を行っていくべきである。また、団体運営補助の場合の事業間の補助金流用について規則・要領等で明確にルールを定めるべきである。 ちらに、現状は市観光協会の維持・存続のための団体運営補助となっているが、事業を実施する上で必要となる経費に対して補助をする事業補助とすることが望まれる。		措置済	平成30年度から事業間の補助金の流用は行っていません。	令和3年4月1日現在
75	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【10】奈良市観光協会補助経費 (2)補助金の交付事業に関する収支の確認について ・証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき 公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がない と判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるように する必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。	観光戦略課	措置済	使途を確認するため、補助金額を確定する際に、実績報告書等 とともに領収書等の証拠書類の提出依頼しています。	令和3年4月1日現在

報告書 頁数		関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
77	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【11】観光案内所運営管理経費 (11)随意契約について ・プロポーザル方式で委託業者を決定すべき 市は、観光案内所業務の専門性の高さや行政機関・関連寺社との連携のしやすさから市観光 協会へ案内業務及び施設管理業務を委託している。しかし、市はどれほどの知識や経験を必要 とする間合わせが、どれくらいあるのか正確には把握しておらず、民間業者でも実施できない 水準なのか検討できていない。例えば、大阪市では0saka Tourist Information Centerや近鉄 百貨店あべのハルカス店など民間企業が運営している観光案内所が増加しており、市内でも奈 良町南観光案内所のように民間業者が観光案内所を運営している例も存在する。 観光案内所は、設置場所や規模によってその目的が変化するため、必ずしもこれらの例がそ のまま当該4つの観光案内所にもあてはまるとは言えないが、プロポーザル方式による選定を 行うことで、より魅力的な観光案内所の運営ブランや様々な手法で観光客に情報・サービス提 供をする方法が発案され、かつ、業務委託料の見直しを進め、観光案内所の運営管理について プロポーザル方式による選定を実施することでより効果的、効率的かつ魅力のある観光案内所 の運営を検討すべきである。		措置しない (見 解の相違)	奈良市観光協会は、これまでの観光案内業務において、観光客の質問や興味関心など多数のデータやノウハウを蓄積するとともに、行政、社寺、各種組合等とも連携して業務を実施しています。これらのデータやノウハウをもとに、チャットボットを利用した自動観光案内システム、混雑状況可視化システム等の非接触型観光案内事業を受託、運営していますが、将来に渡って拡張していく必要があるものです。案内所について、引き続き効果的、効率的な運営を進めていく必要がありますが、観光協会は、市内の事業者を会員に持ち、公要がありますが、観光協会は、市内の事業者を会員に持ち、奈良市観光の中核的組織の一つとして、行政と民間組織をつなぐ役割も担っており、これらの新しい事業や、奈良市の特徴をとらえた取組を将来に渡って継続的に実施していくことができる組織であると考えます。	令和3年4月1日現在
80	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【12】奈良町南観光案内所運営管理経費 (1) 観光客からの問合わせ内容の記録について ・詳細な問合わせ内容の把握を実施すべき 観光客からの問合わせは、即答できるような平易なものから、一定の知識や経験がないと回 答できないものなど、様々な問合わせがあると考えられる。そのため、すべての問合わせ内容 を詳細に記録する必要はないが、回答に知識や経験を必要とする問合わせや、追加的に調査を 要したものなどについては、日々記録し、データベース化するなど、観光案内所業務の属人化 を防ぎ、今後の問合わせにもスムーズに対応できるようにすべきである。		措置済	令和元年度(下半期)以降、観光客からの問合わせに備えて、 回答マニュアルを随時作成・更新を進め、正確かつ迅速な対応と 体制を整え、来所者に対してスムーズなサービス向上を図りました。	令和3年4月1日現在
84	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【15】鹿苑整備事業負担金事業 (1) 鹿苑整備事業の負担金の支払根拠について ・契約書や工事完了報告書等の根拠証憑を確認すべき 市は、2 億円を超える負担を予定しているにも関わらず、奈良県と工事会社等との契約書を 確認していない。また、平成28 年度における予算と実績に約1千万円の差異が発生していた が、契約書や確定した工事スケジュール、工事出来高報告書等の証憑を入手しておらず、差異 の具体的な内容は把握していない状態である。 市は、支出負担行為となる工事実施の事実を確認すること及び具体的な工期や工事進捗を把 握することを目的として、契約書等の根拠証憑を確認すべきである。		措置済	平成29年度の精算時に奈良県から契約書の写しの提出を受け、 内容を確認しました。また、工期や工事進捗についても説明を受 けています。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
84	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【15】鹿苑整備事業負担金事業 (2) 鹿苑整備事業の情報公開について ・鹿苑整備事業に関する情報を公開すべき 鹿苑整備事業は、総工費が14 億円以上であり、市としても2億円を超える費用負担を予定しており、税金を通じた市民の負担は大きく、市民の関心も高いと考えられる。 したがって、実施が確定している当該事業について、その概要や総工費の概算額等の情報を奈良県とも連携して積極的に公開することにより、市民への説明責任を果たすべきである。	観光戦略課	解の相違)	本事業は奈良県が施行する事業で、地方財政法第27条第1項に基づき受益者となる市にも経費の一部を負担させるものです。よって市の判断ではなく、事業主体である県の判断として実施するものと考えます。	令和3年4月1日現在
89	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【16】奈良の鹿保護育成事業負担金経費 (1)実行委員会を経由して鹿愛護会へ交付される補助金について ・実行委員会に対する負担金の額を再考すべき 鹿愛護会の証紙収益は、外国人観光客の増加等に伴い急速に増加している。国の天然記念物 である奈良公園周辺の鹿を見るだけでなく、触れて餌やりができる体験型の観光資源であり、 市の観光戦略においても外国人観光客の積極的な誘致を目指していることから、今後証紙収益 が大幅に減少することは考えづらく、比較的安定した収益であるといえる。 さらに、経常利益の増加に伴い、特定資産(預金)残高(平成28 年度末で110,810千円)も 近年大きく増加しているものの、具体的な使途が特定されていないことから、毎年度の利益から発生した余割資金であるといえる。 市としては、鹿苑整備等もふまえて今後の鹿愛護会の事業展開次第では資金が必要になる可能性もあるという認識から、補助金の減額は検討していないとのことであるが、上述の鹿愛護会の財政状態や損益状況を鑑みれば、団体の自立性を高めること及び税金の適切な配分の観点 から、市は奈良県・春日大社と三者間で鹿保護実行委員会に対する負担金の額について、減額も含めて再考すべきである。	観光戦略課		減額について協議していますが、鹿と人の接触による事故や鹿による農作物被害が急増、また保険料の値上げ等の事情により負担金額はむしろ微増の状況であり、減額は難しいものと考えます。	令和3年4月1日現在
94	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【17】各種観光振興団体補助経費 (1)なら燈花会の協賛金・寄付金等について ・協賛金・寄付金等が増加する施策を検討するよう補助金交付先に指導すべき 今後、なら燈花会の更なる事業規模拡大のため、さらには将来的になら燈花会が独立採算で 事業を実施できるようになるため、なら燈花会の協賛企業が広告宣伝効果を享受できる仕組み を充実させるなど協賛金・寄付金等が増加する施策を検討するよう、市は補助金交付先である NPO なら燈花会の会に指導すべきである。	観光戦略課	措置済	なら燈花会の実施団体であるNPO法人なら燈花会の会において、 燈花会開催時の経済波及効果について、平成30年度の開催期間中 に調査を行いました。 これにより、燈花会開催による地域への効果・影響等を調査結 果として可視化し、企業協賛等を行うメリットとして提示するこ とで、協賛金・寄付金等の増加を目指す施策に活用しました。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
94	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【17】各種観光振興団体補助経費 (2)補助金の交付事業に関する収支の確認について ・証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき 公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がない と判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるように する必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。	観光戦略課	措置済	使途を確認するため、補助金額を確定する際に、実績報告書等 とともに領収書等の証拠書類の提出を依頼しています。	令和3年4月1日現在
98	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【18】ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費 (1) ならまちナイトカルチャー事業の実施について ・事業目的達成に向けて事業内容を見直すべき ナイトカルチャー事業はその目的である宿泊観光客の増加に繋がる成果が現れているとはい えない状態が続いているが、開始時より事業内容の抜本的な見直しが行われていない。総合財 団と情報共有しながら、県外からの観光客へのプロモーション戦略やコンテンツを見直すこと を積極的に検討し、事業目的に即した効果の向上に努める必要がある。	奈良町にぎわ い課	措置済	集客も思わしくないため、事業内容を見直した結果、平成30年 度から、事業は廃止しました。	令和元年9月1日現在
99	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【18】ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費 (2)ならまちナイトカルチャー開催業務委託に係る収支報告について ・収支報告に係る証憑書類の検証をすべき 委託料の精算対象となる支出について、市による証憑書類の検証が実施されていない。特に、人件費については収支報告を閲覧するのみでは、いつ、どの事業に、何時間従事したか把握することが難しく、奈良町振興補助経費の精算対象外の事業に従事したことによる超過勤務手当分が混入することで、総合財団への運営補助金が流用されるリスクが生じる。ナイトカルチャーの開催時間が夜であることを鑑みると、平成28 年度において、一定程度の超過勤務手当が発生すること自体に不合理な点はないが、日程別・職員別に発生額を確認することで、実施された事業との不整合がないこと、また、勤怠記録を入手し不適切な報告がないことを確認する等の検証をすべきである。	奈良町にぎわ い課	措置済	平成30年度から、事業は廃止しました。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
100	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【18】ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費 (2)ならまちナイトカルチャー開催業務委託に係る収支報告について ・インセンティブが働く契約形態の導入を検討すべき 現状の委託契約においては、収入と支出との差額である残金部分については、全額市へ返納 することとなるため、総合財団がコストを削減又は入場料等の自己収入を増加させるインセン ティブが働かないと考えられる。 したがって、今後、委託料の見直しや事業の自立性を高める目的において、自己収入の一定 額が総合財団の収入となる仕組みとする等、インセンティブが働く何らかの契約形態及び契約 条件を検討することが望ましい。	奈良町にぎわ い課	措置済	平成30年度から、事業は廃止しました。	令和元年9月1日現在
	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【19】観光便所・待機所管理経費 (1) 公平な事業の実施について ・環境保護の観点から、他の社寺等でのアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所設置の必要 性について検討すべき アイドリング・ストップ条例が施行されて16 年経過しているため、当該条例の趣旨を踏まえ て、環境保護の観点から、他のアイドリング・ストップ重点区域の社寺等でのアイドリング・ ストップ実践乗務員休憩所設置の必要性について検討すべきである。	観光戦略課	措置しない (対 応不可能)	設置に要する費用等から、設置場所の追加は非常に困難です。	令和3年4月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
106	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【20】奈良県ビジターズビューロー負担金経費 (1) 国際コンベンション開催に関する助成金について ・国際コンベンション開催に関する助成金は実績額を負担するようにすべき 本負担金は精算に関する定めがないことから、ビューローによる助成実績が少ない年度で あっても、負担金の額は年度当初に決定された額から変更されていない。 補助対象要件を満たす国際コンベンションの開催実績が少ない現状においては、国際コンベンションの開催実績と負担金支出が見合っていないと考えられる。 したがって、市の負担金の額を、ビューローが助成した実績額とすることで市の歳出額を最 小限に抑えるべきである。	観	措置済	奈良県ビジターズビューローの国際コンベンション開催に関する助成金について、今までは事業者からの宿泊証明の提出を確認した上で助成を行っていました。しかし、挙証資料を揃えことが難しいことから、条件を満たしているにもかかわらず、申請されていないという状況が発生していたため、より申請者が使いやすい制度となるよう、令和元年度から延べ参加者数による助成へ基準を変更しました。これにより、次年度の開催見込みによる開催助成金の予算見積額と決算額の乖離が少なくなります。なお、市の歳出額を最小限に抑えるため、奈良県ビジターズビューローに対し、実績額と負担金支出が見合っていない場合は、返金となる旨を説明しています。	令和元年9月1日現在
106	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【20】奈良県ビジターズビューロー負担金経費 (20) ビューロー負担金の使用実績の検証について ・ビューロー負担金の使用実績を検証すべき 市の負担金を財源とする事業が計画どおりに実施され、事業に要した実績額がどの程度で あったかを検証しなければ、負担金の額の適切性が判断できない。 ビューローの収支計算書は、市からの負担金収入と当該負担金を財源とした事業費支出との 対応関係が不明瞭になっている事業があり、上記検証には適さないことから、市からの負担金 による収入と交付対象事業の支出額の対応関係が明瞭に記載された収支計算書の提出を求め、 負担金交付額の適切性の検討を行うとともに、必要に応じて支出根拠書類の提出を求めること を検討すべきである。	観光戦略課		奈良県ビジターズビューローから、市からの負担金による収入と交付対象事業の支出額の対応関係が記載された収支計算書を別途徴収し、平成30年度分の負担金交付額の適切性を検討しました。なお、疑義が生じた場合は、支出根拠書類の提出を求め、適正性を検討します。	令和元年9月1日現在
109	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【21】奈良町振興補助経費 (1) 補助事業の実施について ・補助事業にかかった人件費の実績を把握すべき 当該補助事業の実績報告を総合財団の平均給与で行っているため、実際にどの職位又は年次 の人がどの程度業務に携わっていたかを把握することができず、費用対効果を測定することが できない。 また、市の外郭団体である総合財団職員の平均給与の変動がそのまま補助金額の増減に影響 するのは合理的でなく、本来は、補助事業の業務量や難易度を積算して金額を決定する必要が ある。 このため、市は補助事業の業務量や難易度を測るために目的事業に従事した日数等を確認 し、補助事業にかかった人件費の実績を把握すべきである。	奈良町にぎわい課	措置済	平成30年度から、事業は廃止しました。	令和元年9月1日現在

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
112	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【22】各種観光振興団体負担金等経費(観光戦略課所管) (1)観光産業推進協議会への負担金額について ・特定の事業に対する負担金又は補助金に切り替えるべき 本来、負担金又は補助金は団体が直接的に実施する事業に対して支払われるものである。しかし、観推協へ負担金を支出している団体は直接、なら燈花会・なら瑠璃絵に補助金支出又は協賛していることに加えて、結果的に観推協を通じても間接的に協賛しているように見え、資金の流れが不明瞭となっている。 このため、特定の事業に対する負担金又は補助金に切り替えることで、負担又は補助の目的を明確にすべきである。	観光戦略課	措置済	令和2年度から特定の事業に対する負担金に切り替えることで、 負担の目的を明確化しました。	令和元年9月1日現在
113	第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【22】各種観光振興団体負担金等経費(観光戦略課所管) (2)補助金の交付事業に関する収支の確認について ・証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき 公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるようにする必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。	観光戦略課	措置しない (見 解の相違)	平成29年度のアジア太平洋交流センター運営補助金の内訳において、大部分を占める事務所の家賃支払状況についての証拠書類を徴取し、使途が問題ないことを確認しました。他の負担金についても、事業報告書や決算報告書等の資料を基にその収支確認をしています。 なお、補助金は反対給付なくして交付する負担付贈与契約であるのに対し、負担金は、法令、契約等をもとに特定の事業から特定の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもので、その性質は大きく異なります。 負担金については使途が指定されていないため、経費の全ての使途を確認する必要があるため作業量が膨大なものとなります。そのため市のみで証拠書類の確認を行いませんが、精算時に戻入がある場合には、証拠書類を確認することとしています。	令和3年4月1日現在